

第6回 議事要旨

< 地方公共団体との研究会 >

日時：平成 20 年 3 月 21 日（金）14:00～16:05

議題：調査報告書について

出席：埼玉県、愛知県、和歌山県、
中野区、杉並区、横浜市、多治見市、堺市、
稲澤克祐 専門委員、佐藤徹 専門委員、石川敏行 専門委員
福嶋浩彦 中央学院大学教授、岸道雄 立命館大学教授、
(財)日本経済研究所 宮地義之氏

調査を受託した(財)日本経済研究所の宮地氏から、「地方公共団体における「市場化テスト」導入の環境整備に向けての調査報告書(案)」について、資料に基づき説明をした後、専門委員等からのコメント、意見交換を行った。

< 専門委員等からのコメント >

公共サービス改革法の施行の前ぐらいから、日本版の、しかも自治体版の市場化テストというものがだんだん形をなしてきているのではないかと。そしてそれは、この報告書にまとめてあるように、民間提案型の公共サービス改革と官民競争入札という新しいタイプの改革のあり方という、2通りの市場化テストが登場してきたということではないかと。

この研究会において、自治体にとって、何らかし指針となるものを整備したいというのが問題意識であった。

その指針となるものを、提案型、官民競争型、双方に横で貫くような課題は何かということ考えた時に、それを公共サービス改革法のスキームから見れば良いのではないかと。

公共サービス改革法のスキームは、大きく分けると3つある。

1つ目のスキームとしては、公共サービスを一つひとつ棚卸し、廃止すべきは廃止し、民営化すべきは民営化し、廃止も民営化もしないものについては、民間委託すべきは民間委託し、あるいは指定管理に行くべきは指定管理し、地方独法すべきものは地方独法化し、どれにも関わらないものについては直営のまま改善を考えるという、この公共サービス改革の道筋をつけていることではないかと。

2つ目は、その公共サービスの改革の道筋の中に必ず一方のファクターとして入ってくる民間事業者のことを考えれば、アウトソーシングをどのように

進めていくか、今ここで整理をしていくべきではないか。では、そのキーワードは何かと言えば、公共サービスの「質の維持向上」と「経費の削減」という、法の言葉から整理していけばよいのではないか。

3つ目は、官民競争入札という新しい改革のサービス、改革の手法について整理していくことではないか。

この研究会の趣旨として、地方自治体の、特に行政改革を御担当されている職員の方々の役に立つ情報をまとめていくことが、非常に大きな視点だったと思っている。

特に難しかったのは、公共サービスの質の設定と評価、及びモニタリングであった。行政改革というと、どうしても量的削減の方を中心にしていて、質的向上の部分というのは難しく、わかっていても後回しにしてきた部分があった。

市場化テストでは、質の部分というのはやはり見逃せない部分であって、経費削減と同時に、質の維持向上ということが重要だということ。手続的にはハードルの高いものであるが、後発の自治体の方々の役に立つような報告書になればと思っている。

やはり質ということがとても大切だと思う。そもそも公共サービスは、市民のため、県民のため、国民のためにあるわけだから、市民にとって、質が上がるということ、質を良くしていくということが最大のテーマであることは言うまでもないと思う。勿論、費用対効果を無視していいとかコストを無視していいという話ではないが、効率性を増していく、費用対効果を高めていくということも、公共サービス全体の質を上げていくということが目的だと思う。

従来民間委託などは、どちらかというと「コスト」で実施してきたものだから、特に「質」ということを意識する必要があると思う。

この報告書の中で出てこない点をあえて言えば、対象事業の選定にしても、あるいは質の設定にしても、あるいはモニタリングや評価にしても、そこに市民の参加があるということがとても重要だと思っている。特に基礎自治体の場合、これが特に必要なことになってくると思っている。

< 意見交換 >

集中の募集期間を設けて民間事業者等から意見を募集しているが、集中の期間を過ぎた後では意見が集まりにくい。このことは、事業の掘り起こし、対象業務を今後選定していく際の課題であると認識している。

インセンティブ、ディスインセンティブについて、どういった項目とすべきかについては、現在も検討中の課題である。

報告書にある多治見市における「市場化テスト」実施フローの図で、すべての公共サービスから行政の守備範囲内で、という流れの中で、何を廃止するのか、完全民営化するのかという判断基準があると、より良くなるのではないかと。今後、何らかの形で、判断基準が整理されるといいのかなという印象を持っている。

民間事業化の提案制度を行っているが、一番大きい問題点となっているのは、行政の言語がわからないということである。このため、私どもの方で、行政と民間事業者のお見合い制度を作って、質疑応答する時間を設けて、なるべくかみ砕いて説明する機会を設けるような形にしている。

モニタリングをどうするか、評価表をどう作るのが課題になっている。

今回、1月17日の通知の中で窓口の24業務が追加されたことが、大きな契機になると考えている。職員の大量退職を控えており、窓口業務の質の確保、あるいは質の向上をどうしていくのが課題である。

対象業務の選定に至っていないのが現状である。今後、行政内部から業務選定をしていくというよりも、行政課題の解決策につながる民間のアイデアを募集し、民間との相談の中で業務選定をするというように方向転換をしていきたいと考えている。

モニタリングについて、この研究会の成果を参考に行っていきたい。

今後、ケーススタディを積み上げてくということが重要であり、その意味では今回の報告書をバージョンアップしていきたい。

(文責 内閣府 公共サービス改革推進室)